

自動運転バス実証運行業務仕様書

1 業務名

自動運転バス実証運行業務

2 業務背景・目的

当市においては、人口減少、少子高齢化の進行による、長期的なバス利用者の減少、運転手の高齢化や成り手不足のため、現行の公共交通体系の維持が厳しい状況となっており、「苫小牧市地域公共交通計画」（令和7年度（令和8年3月31日）まで）に基本理念として掲げる「将来にわたり持続可能な効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成」に向けて、新たな交通サービスの実現を行う必要がある。

本委託業務は、交通サービスの利便性向上を図り、持続可能な都市機能の整備を目指すため、自動運転バスの効果検証を目的とし、実証運行するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※準備期間を含む

4 委託料上限額

消費税額及び地方消費税額を含む、76,117,000円を上限額とする。

5 業務内容

（1）自動運転の実装化に向けた課題に関する調査

当市の地理的特性や生活環境、居住者特性などを踏まえた自動運転技術の実装化に向けた課題を整理する。

① 調査対象とする運行パターン及びルート

本業務において実装化を見据えた運行パターン及びルートを提案すること。ただし、採択後は当市と協議のうえで運行パターン及びルート案を決定すること。

② 自動運転を活用した移動サービスの技術面等の課題分析と整理

上記①の運行パターンにおいて、提案した地区における自動運転を活用した交通サービスの需要予測を行い、解決すべき事業面、運営体制面、制度面、技術面等の事業化に関する課題全体を体系的に分析の上で整理を行うこと。

なお、課題分析においては利用する車両の自動運転能力を明確化し、必要な場合は段階的に整理すること。

（2）実証実験による検証

選定地域における自動運転サービスの社会実装を見据えた実証実験を行うこと。

実証実験は、以下の記載内容に従ったうえで実施すること。実証実験では（１）－②での検討をもとに、課題及び解決方法の一部について妥当性や有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行うこと。

① 実証実験地域の選定と提案

本公募への提案書作成に当たっては、以下の条件を満たすこと。

なお、具体的な実施地域については、当市との協議により決定するものとする。

- ・実証地域において、将来的に移動サービスの担い手として期待される交通事業者等と連携体制を組むことができること。
- ・自動運転の運行に際し、当市の交通状況を十分に把握し、地域課題を明確に示した上で、自動運転を導入した将来の公共交通サービスを具体的に提案し、導入による効果が当市の課題解決に寄与するものであること。
- ・自動運転の社会実装を見据えた具体的な課題認識・方向性・スケジュール・体制等のロードマップが具体的に示されていること。
- ・公共交通サービスの改善・モビリティ確保の観点から、当市固有の交通事情や特殊事情に留まらず、他の地域に展開できる知見が得られるものであること。
- ・実証運行期間は令和 7 年 1 月及び 2 月とする。
- ・TOMAKOMAI MIRAI FEST（令和 6 年 9 月 7 日及び 8 日）にて、各日 1 時間以上の実証運行を行うこと。なお、TOMAKOMAI MIRAI FEST での実証は、可能であればレベル 4 での運行が望ましい。

② 自動運転バス実証運行の実施

実証運行は、自動運転システムを搭載した車両を使用し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成 28 年 5 月警察庁作成）に即して実施する。なお、今後、自動運転走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該新制度等に即して実施すること。

《想定する実証実験の交通環境》

公道（通常の交通環境下での道路）かつ以下のア及びイを参考に他の交通手段と共存できる運行であること。

ア 信号及び横断歩道を渡る人を認識・判断できること。

イ 障害物（駐車車両、工事現場、雪山等）を検知・判断して自動回避ができること。

③ 地域住民の認知拡大・理解促進

一般市民等を対象にニーズや課題の把握、社会的受容性の醸成を行っていくため、地元住民を巻き込んだイベントを開催し、情報発信を実施すること。

(3) その他事項

- ① 公道に自動運転車両を走行させるに当たり、道路使用許可等の取得に当たって関係機関との協議や必要な申請を行うこと。
- ② 本業務に当たっては、当市内の交通事業者からの協力を得た上で実施すること。
- ③ 実証調査の実施エリアまで、安全かつ経済的な車両運搬ルートを設定し、車両保管場所を確保・運搬すること。
- ④ 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。

6 成果物の提出

実証実験を通じて得られた技術的な成果や課題について取りまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告書にまとめること。

7 納品

成果物については、電子メールで、パワーポイント、ワード、エクセル等の編集可能なデータ及びPDFデータを提出すること。

- (1) 自動運転バス実証運行業務完了報告書
CD-R 又は DVD-R 2枚
- (2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式
- (3) 納期は、契約期間内で指定する日とする。

8 条件・仕様

(1) 支払条件

契約代金の支払いは事業完了後、一括払いとする。

なお、委託料は受託者からの請求をもって支払いを行うものとし、委託者は、適法な請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。

(2) 提出物の所有権等

本業務等により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

ア 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。

イ 受託業務の実地担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を当市に報告し、臨時担当者の氏名を当市へ通知の上、受託業務を遂行すること。

- ウ 受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。
 - エ 業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
 - オ 本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、当市と受託者が協議して解決に当たること。
 - カ 受託者は、委託業務の実施にあたり当市、交通事業者、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、連携を図ること。また、策定業務遂行にあたっては、有権者など知識と経験を有する者との十分な意見交換を行いながら実施することが望ましい。
 - キ 受託者は、作業の実施にあたっては、当市と連携を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに当市の指示を受けること。
- (4) 仕様書の順守
- 本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については、誠実に履行すること。

9 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL : 0144-84-4071 MAIL : matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp